第1596回島根県教育委員会会議録

日時 令和2年9月1日

自 13時30分

至 15時40分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

一公 開一

(議決事項)

- 第12号 令和3年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)
- 第13号 令和3年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について(学校企画課)
- 第14号 令和2年度教育委員会の点検・評価報告書について(総務課)

_____以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第40号 令和2年度9月補正予算案の概要について(総務課)
- 第41号 令和3年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について(教育指導課)
- 第42号 令和3年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について(特別支援 教育課)
- 第43号 令和3年度~5年度スポーツ推進重点校等及び西部・隠岐拠点校の指定について(保健体育課)
- 第44号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜について(教育指導課)

_____以上原案のとおり了承

一非公開一

(議決事項)

- 第15号 令和2年度教育功労者及び教育優良団体表彰について (総務課)
- 第16号 令和2年度優れた教育活動表彰について (総務課)
- 第17号 令和3年春の叙勲候補者の推薦について (保健体育課)

 以	E.J	原案の	بل (お	ŋ	議決
ー・ノ・・	/	/11//12	_	-, -	_	PJQ V

Ⅱ 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員
- 欠席者
 なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

全議題 石原副教育長 佐藤教育監 全議題 福間参事 : 公開議題 福間教育センター所長 : 公開議題 錦織総務課長 - 公開議題、議決第 15 号・第 16 号 森山教育施設課長 - 公開議題 木原学校企画課長 : 公開議題 中西県立学校改革推進室長 公開議題 公開議題 多々納教育指導課長 江角地域教育推進室長 公開議題 公開議題 公開議題 塚田子ども安全支援室長 佐藤特別支援教育課長 : 公開議題、議決第17号 小村保健体育課長 畑山社会教育課長 公開議題 江角人権同和教育課長 - 公開議題 清山世界遺産室長 公開議題 中島古代文化センター長 公開議題 舟木福利課長 公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記 米原総務課長代理 : 全議題 矢野務総課人事法令グループリーダー : 全議題 飯塚総務課企画員 : 全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	出雲委員	

一公 開一

議決第12号 令和3年度県立高等学校の入学定員について(学校企画課)

〇中西県立学校改革推進室長 1の1ページを御覧いただきたい。1定員設定の方針である。令和3年3月の県内中学校卒業予定者は、令和2年3月と比べて、県全体で307名減少すると見込まれる。なお、翌年の令和4年3月の県内中学校卒業予定者は、令3年3月と比べて県全体で322名増となっている。市郡別の中学校卒業予定者数については、1の5ページを御参考に御覧いただきたい。特に松江市と出雲市において、令和3年3月から令和4年3月にかけて、卒業予定者数は大きく急減、急増する。具体的には、松江市で令和3年3月の卒業予定者が、令和2年3月に比べて71名の減。そして翌年の令和4年3月の卒業予定者が、前年比較で89名の増。また、出雲市は、令和3年3月の卒業予定者が189名減で、令和4年3月は、217名の増と見込まれている。

入学定員の設定については、先ほど申し上げた各地域の中学校卒業予定者数や、各校の 定員充足状況、地域との協働で取り組まれている高校の魅力化・特色化の状況、そして、 高等学校入学者選抜の公平性、そういった視点から総合的に判断している。

これらのことを踏まえ、令和3年度県立高校の入学定員については、全日制の学級数を 1学級減、全体の入学定員を234名の減としている。定時制、通信制そして専攻科は増減 なしである。

具体については、2入学定員の減がある高校を御覧いただきたい。令和3年度入学定員については、(1)近年における中学校卒業者数等、つまり中学生の減少や高校の定員充足状況を勘案した設定と、(2)松江・出雲地域の急減、急増に対応したいわゆる臨時的対応といえる定員設定に分けて設定した。

まず(1)だが、横田高校については、平成30年度から現在まで3年間に渡って1学級相当の定員割れが続いていること。また、今後将来的にも地域の中学生の志願者が上昇に転じる予想が立ちにくいこと。一方で、地域と協働で取り組まれている高校魅力化や、しまね留学への取組の状況。そして卒業後の生徒の進路選択の状況等を総合的に判断し、この度は、学級減とはせずに、1学級当たりの定員を30名とし、3学級を維持した定員設定としている。

次に、浜田高校については、浜田市の令和3年3月の中学卒業予定者は、前年と比べて 39 名減少する見通しとなっている。また、今後の地域の卒業予定者が漸減していくこと が予想されること。平成28 年度から現在まで5年間の平均で1学級相当の定員割れが生 じていること。特に平成 31 年度、そして令和 2 年度は、それぞれ 50 名と、55 名の定員 割れが生じていること。以上の点から 1 学級を減じることとしている。

次に、(2)松江・出雲地域における急減、急増への対応としての定員設定について、 松江地域においては、松江工業高校と松江商業高校の2校、そして出雲地域については、 出雲地域に所在する全ての県立高校6校について1学級当たりの定員をそれぞれ4名減じ、 36名とする入学定員を設定している。この1学級36名の設定は臨時的対応として、翌年 の令和4年度には令和2年度並みに戻す予定としている。

特に定員減が大きい出雲地域では、繰り返しになるが、地域全体で、令和3年3月の卒業予定者が189名の減、翌年令和4年3月には217名の増が見込まれている。これらの急減、急増の状況を踏まえ、高校入学者選抜の公平性確保の観点から、出雲地域全体で3学級程度の減が適切である。

なお、出雲地域においては、都市部で望ましいとしている学級の下限となる1学年4学級規模の学校が複数あり、そして、卒業予定者数が令和4年度には令和2年度並みに戻ることが予想されることなどを総合的に判断して、臨時的対応として、1学級あたりの定員を36名とする。これで出雲地域全体で、3学級にあたる120名の減とし、全体の学級数や、学科数を維持する設定としている。

また、松江地域については、令和3年度の卒業予定者が71名の減。そして令和4年3月が前年比の89名の増が予想され、地域全体で1学級程度の減が適切であるとし、先ほど出雲市と同様の理由から、松江工業高校と、松江商業高校について1学級あたりの定員を36名とすることで、地域全体で1学級相当の44名を減じている。

続いて、1の2ページの3、学科改編を行う高校については、昨年 12 月の教育委員会会議において公開で承認をいただいた内容である。松江南高校において、理数科を発展的に改編し、文理融合型の探究科学科を2学級 80 名で新設する。これに伴って、理数科は募集停止、普通科を1学級減とする。なお、探究科学科については、2年次から理数科学科と人文社会学科のコース選択とする。

4 その他として、入学者選抜に関して、(1) 松江市内の普通科 3 校における通学区の撤廃、(2) 浜田高校通信制課程における後期入学制度の導入、これらはいずれも既に教育委員会会議において協議、あるいは議決をいただいている。(3) には公立高等学校入学者選抜に関わる日程を掲載している。1 の3及び1の4ページには、各学校の入学定員を記している。

1 の4ページの最後に、参考として松江市立女子高校の入学定員を掲載している。入学定員の増減はないが、来年度、校名を松江市立皆美が丘女子高等学校に変更されるということと、国際文化観光科を国際コミュニケーション科に学科改編が予定されていることを記載している。いずれも松江市教育委員会が公表していることを申し添える。

○真田委員 2点ほどお願いする。1つは、2(2)のところで、各学校でそれぞれ4名 ずつ定員を減らしているが、それによって、教員の定数変更があるのか。

もう一つは、特に石見地区の生徒数が減少していく中で、入学定員の見直し等々をお考 えになっているかどうかお聞きしたい。

○中西県立学校改革推進室長 教員の定数については、入学定員が大きく関わってくる。 これは標準法で定められた基準による。現時点では、具体的に、教員が各学校に何名配置されるか決まっておらず、人事担当で適切に検討される。ただし、学校の収容定員が減れば、当然、教員定数も減ってくることが見込まれる。具体な数については、お答えできないが、一般的に、1クラス相当の収容定員が減ると、教員の定数になると、2名あるいは3名の減というような数になろうかと思われる。

2点目の石見地域の今後の入学定員の在り方については、このたび、浜田高校について、1学級減という重い判断をしたところ。今後の県立高校の長期的な在り方については、県議会において教育長からも答弁がなされているが、平成31年2月に策定した県立高校魅力化ビジョン、これは10年間の計画であるが、前半の5年の中間点である令和3年度中を目途に、今後の在り方を検討していくこととしている。このように、私どもも、検討、議論を重ねていくことと承知している。

- ○浦野委員 県内の中学校卒業予定者数が、極端に少ないということで、このような臨時的対応をされているという御説明だったが、以前にも、このような、臨時的な対応をされたという経緯があるか。
- ○中西県立学校改革推進室長 入学定員を 40 名とは異なる形で設定することは、中山間 地域においては、臨時的対応を行っている。この度の松江・出雲の都市部の急減、急増 に関わっての定員減では、初めてである。
- ○池田委員 探究科学科の新設について、理数科という名称がとてもなじみ深かったの を、探究科学科ということにして、先駆的に取り組むということだと思うが、今後県内 に複数ある理数科を改編していくというような方向は、どう考えておられるか。
- ○中西県立学校改革推進室長 今設置されている理数科についての今後の在り方につい

ては、このたび、松江南高校については、文理融合型の探究科学科という学科改編を行い、その取組を他の県立高校も注目している。モデル的な取組になろうかと思うが、県立高校魅力化ビジョンにおいても、理数科を含めた普通科高校において、更なる魅力化、特色化、そして高校生の主体的な学びを更に伸ばしていくことが重要であるとしている。理数科を設置する各学校において、現在の探究的な学びや、大学との連携など取り組まれているが、各学校においてよりよい環境を整備していきたい。ただし、現時点では、決定しているものではない。

○出雲委員 質問ということではないが、浜田高校の通信制課程において後期入学制度 を導入したということで、子どもたちの学ぶ機会だとか、選択する幅が増えるというこ とで、いいことだと思う。

―――原案のとおり議決

議決第13号 令和3年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について(学校企画課)

○木原学校企画課長 2の1ページを御覧いただきたい。1議決事項であるが、今年度 実施する公立学校の教育職員及び市町村立学校の事務職員の人事異動方針について御審 議いただく。

2理由であるが、これらの教育職員、事務職員の定期人事異動を行うにあたっては、 教育委員会規則の規定に基づき、人事異動方針を定めて議決をいただくことが必要となっている。

内容について、2の2ページを御覧いただきたい。こちらに、令和3年度の公立学校 教育職員人事異動方針と下に事務職員の人事異動方針の案を示している。内容的には、 昨年度と変更している点はない。

教育職員の方を御覧いただくと、まず、視点としては、1では全県的な視野で行うということ。2で、へき地教育の振興の観点で行われること。3で、特別支援教育の振興の観点で行うこと。4、5では、管理職や主幹教諭の登用についてのこと。6では、異校種の交流の推進についてのこと。7では、永年勤続者の交流についてのこと。8では新規採用のことについて定めている。

それから市町村立学校の事務職員の人事異動方針についても、教育職員に準じて定めている。なお、教育職員の9、事務職員の4に、人事異動方針細則とあるが、これがい

わゆる人事異動ルールに当たるものである。今後はこの方針に基づいた細則、いわゆる 人事異動ルールを定めて周知した上で、適切な人事異動を進めてまいりたいと考えてい る。

- ○浦野委員 2の2ページの6に、各校種間の人事交流とあるが、近年、義務教育学校ができたり、中高連携、小中連携という言葉がよく聞かれるが、近年、どれくらいの人事交流が行われているのか、お聞かせいただきたい。
- ○木原学校企画課長 具体の数字は手元にないが、小中学校においては、先ほどおっしゃった義務教育学校も設置されているということ。それから、高等学校と特別支援学校の間でも、高等学校で通級の指導なども行われており、特別支援学校の教員が、高等学校の通級の支援の担当として、異動しているところが出てきている。以前に比べて、小中学校の間や、高等学校と特別支援学校との間の交流というのはある程度定着してきているというところである。
- ○浦野委員 高校と中学校の交流というところでは、今はあまりされていないか。
- ○木原学校企画課長 数年前は若干あったが、現在は中高一貫教育を行っている学校で、いろいろな教育活動の中で交流しながら、お互いに補い合ったり、系統的な教育を進めるとうことでの連携が行われている。実際に異動をかけて、高校の教員が中学へ行くというのは、現在のところは、それ程多くない。若干あるが、連携という形での教育活動が行われているというところが現状である。
- ○真田委員 同じことだが、2の2ページの6で、県立高等学校から特別支援学校へ交流が盛んに行われていると思うが、逆に、特別支援学校から県立高等学校への交流はどうか。高校にも特別な支援が必要な子どもたちが在籍しているので、特別支援学校の先生方の指導力、担当教科の力を伸ばすためにも、ぜひ積極的に交流してもらいたいと思う。よろしくお願いする。
- ○木原学校企画課長 高校においても、先ほど話した通級でもそうだが、通常の通級が設置されていない学校においても、特別な配慮が必要な生徒が増えており、そういったことへの対応、専門性を持った教員が、今後も求められてくるであろうと思っている。ただ、先ほど真田委員もおっしゃったように高等学校では、教科の専門の指導もあるので、ここをどういう形で特別支援学校の先生方に持っていただくかというところが、異動の上で考慮すべき点だろうと考えている。今後どのように工夫していくと、高等学校においても特別支援教育が充実していくかということは、これからも検討していきたい

と考えている。

○出雲委員 教育職員、事務職両方に共通してある新規採用の職員について、採用後の最初の研修が、私たち一般企業の新入社員でも非常に大切で、重要であることだと思うので、それをサポートしたり、学校のチームの中に加わるというような、そういう指導が非常に大事だと思う。そういう点からも考慮していただけたらと思う。

○木原学校企画課長 新規採用については、最近特に若い方、大学新卒の方とか、経験がそう多くない方も採用されている現状がある。各学校でも管理職中心に指導体制をしっかりとって、指導に当たっていきたいと思う。教育センターでも、以前は初任者研修は1年だけだったが、近年は、2年目、3年目の研修を組んでいただいて、フォローアップをしっかり組むという形で若い方を育成するということを進めているので、そういうところを通じて、しっかり育成していきたいと考えている。

○出雲委員 よろしくお願いする。

―――原案のとおり議決

議決第14号 令和2年度教育委員会の点検・評価報告書について(総務課)

○錦織総務課長 3ページを御覧いただきたい。この件については、前回の教育委員会会議で御協議いただいたところである。皆様方からいただいた意見を踏まえ、事務局として加筆又は修正を行ったところである。本日は、修正した報告書案について審議をお願いしたい。

別冊の資料を御覧いただきたい。前半の令和元年度教育委員会の特徴的な動きについては、修正なしとしている。

3点検・評価について、先般の会議で御指摘いただいた点について、加筆修正を行っている。まずは 27 ページを御覧いただきたい。特別支援学校職業教育・就業支援事業の成果の2つ目と課題の1つ目である。関係機関の連携に関する成果と課題の関係性がわかりづらいとの御指摘をいただいたので、課題を、連携は図られつつあるが、まだ十分とは言えないと修正した。

31 ページの学びの場を支える非常勤講師配置事業(学びいきいきサポート事業)である。こちらの成果の3つ目と、課題の1つ目である。こちらも同様に、成果と課題の関係性がわかりづらいと御指摘をいただいた。支援記録の情報共有は図られているが、記録の

みでは、非常勤講師の情報が効果的に活用されないこともあるというような表現に修正を した。

32 ページの悩みの相談事業である。SNSを活用した相談窓口の適用については、昨年度から実施していたため、成果の欄にこのような形での記載をいたし、引き続き実施する旨を方向性の最後のところに記載した。

44 ページの青少年の家事業と、少年自然の家事業についてである。この両施設については、新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設に位置付けられていることから、一般の利用に制限がかかる状況がある。この点を踏まえ、課題と方向性に追記をそれぞれさせていただいた。以上が修正をした箇所である。

○新田教育長 前回の教育委員会会議で協議させていただき、御指摘いただいた点にについて修正を加えたところである

―――原案のとおり議決

報告第40号 令和2年度9月補正予算案の概要について(総務課)

○錦織総務課 4の1ページを御覧いただきたい。県全体の補正予算のうち、教育委員会分になる。事業費計であるが、新型コロナウイルス感染症対策として 6 億 6,000 万円余の増額としている。その下の給与費計が 13 億 6,800 万円余の減額である。総額で7億 300 万円余の減額となっている。

4 の2ページを御覧いただきたい。課別事業別一覧のうち給与費について説明する。職員給与費は、当初予算編成時の人員配置計画と、今年度に入ってからの実人員との差が53 人となっているが、これに基づいて再度所要額を算定した結果、予算を補正するものである。また、これに加えて、毎年総務省が告知する率によって変動する共済費についても、年金の追加費用負担金の率が下がったことにより6億4,000万円余の減額になっている。これを加えて、合計13億円の減となっている。

続いて3繰越明許費である。これは教育財産維持管理費で、県立学校寄宿舎の改修について、この後説明するが、年度内完了が困難な部分もあるので、事業費の一部を繰り越すものである。

4の3ページを御覧いただきたい。ここから、コロナ関係における各事業の説明になっている。

No.1 県立学校における保健室の設備整備については、新型コロナウイルス感染症への対

応として、健康診断用医療機器を消毒するための自動滅菌機を整備するものである。未整備の特別支援学校 8 校を含む 31 校に整備して、全県立学校への設置が完了するところである。

No. 2 特別支援学校における冬季換気対策については、障がいにより体温調整が困難な児童生徒への対応として、冬の時期、換気で窓を十分に開けられない教室に、医療機関等でも利用されているような高性能のエアフィルターが付けられた空気清浄機を設置するものである。医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する松江清心養護学校、松江緑ヶ丘養護学校、出雲養護学校、江津清和養護学校、益田養護学校の5校の普通教室に設置するものである。

No. 3 県立学校寄宿舎の改修である。新型コロナウイルス感染症の発生拡大を防止するため、県立学校寄宿舎の舎室及び浴室における感染防止及び衛生対策のための改修を実施するものである。このうち、舎室の改修について、これは特別支援学校6校及び隠岐高校寄宿舎の和室を改修し、ハイベッド、いわゆる上にベッドがあって下に机があるようなものであるが、その導入により、就寝時等における児童生徒同士の距離の確保できる環境を整備するものである。続いて、浴室の改修については、建築から概ね 40 年が経過した浴室で、劣化が進んだ換気扇の交換、あるいは床面等素材交換等、感染防止のための改修を行うものである。県立学校13 寄宿舎で整備するものである。

4の4ページを御覧いただきたい。No.4産業教育設備の整備である。専門学科を有する高校における職業実習を社会情勢の変化に応じて効果的に進めるとともに、感染症対策の基本となる3密を避けた実習環境を確保するため、必要な産業教育設備を整備するものである。設備の新設の例としてはキャッシュレス決済端末、3Dプリンター、あるいは食品製造のパウチ殺菌装置などが想定される。また、3密回避に必要な設備の増設としては、測量機器、あるいは介護モデル人形などを想定している。これは今後、学校と調整の上、整備していく予定である。

No.5 県立学校における遠隔授業を推進するためのヘルプデスク設置については、5月の専決予算において、県立学校における遠隔授業等を実施するためのICT環境の整備として、回線の増強等をほぼ整備して、併せて教育センター等での教員向けの研修を行ってきたところである。今回は、これらICT環境を活用した教育活動をより円滑に実施するため、通信の不具合等の解消であるとか、教員の操作理解に対するサポートを行うことなどを目的としたヘルプデスクを専門業者への業務委託により設置運用するものである。

No.6 特別支援学校における学習環境の整備については、新型コロナ感染症対策における中で、特別支援学校の児童等のうち、重度の知的障がいの児童等については、障がいの特性により、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保が困難な場合もある。また、医療的ケア児は基礎的疾患の観点からも厳格なリスク対応を求められており、個別に授業を受けることも必要になってくる。現在、特別支援学校全ての学校の普通教室に設置されている教員用タブレットを投影する大型の提示装置を特別教室にも設置して、感染リスクを下げる形に寄与するものである。

No.7 悩みの相談事業である。新型コロナウイルス感染症への対応による生活の変化等に伴い、児童生徒の心のケアに適切に対応するために、SNSによる悩み相談の期間の延長、あるいは子どもSOSダイヤル等の周知を強化するとともに、教育センターによる相談体制を拡充するものである。具体的に言うと、SNSによる悩み相談は当初10月10日までの相談期間となっていたが、これを年度末の3月31日まで延長すると。また子どもSOSダイヤルについては、全小学生に周知カードを配布するということ。また、教育センターによる教育相談については、相談員の配置を月12日から月16日に増やして相談体制を強化するものである。

4の5ページを御覧いただきたい。No.8県立施設における感染防止対策については、 県立施設における3密回避や衛生対策のための必要な環境整備を実施するものであり、具体に言うと、八雲立つ風土記の丘においては、企画講座を複数の教室で受講できるようなモニター等、あるいはガイドツアーで使用するワイヤレスガイドシステムを整備する。また、古代出雲歴史博物館においては、入館者数の自動カウントシステムの整備や音声ガイドの増設を行っていく。衛生対策としては、来館者の検温のためのサーモグラフィを、八雲立つ風土記の丘、古代出雲歴史博物館にそれぞれ整備するものである。

No.9 指定管理者制度導入施設の指定管理料については、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大に伴う休館等により、利用料金収入等が減少している指定管理施設の指定管理委 託料を変更するものである。今回、教育委員会所管施設は、八雲立つ風土記の丘の令和元 年度指定管理料を再算定したものである。

- ○新田教育長 ただ今報告した補正予算案、これも明後日からの9月県議会に上程される 案のうちの教育委員会所管分ということで、説明させていただいた。
- ○浦野委員 5の遠隔授業を推進するためのヘルプデスク設置について、ヘルプデスク というのが全然イメージできないが、これは各学校に設置するものか。

○錦織総務課長 ヘルプデスクは、本庁に設置して、そこに電話をかけて何か問題があれば専門的な知識を持った専門業者が対応する。

―――原案のとおり了承―――

報告第41号 令和3年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について(教育指導課)

○多々納教育指導課長 5の1ページの2 採択にあたってを御覧いただきたい。この流れに沿って教科書の採択を行ってきた。全体スケジュールについては、5の4ページの高等学校部分の縦ラインが該当する部分になる。一番下の9月の教育委員会会議が本日というところである。

5の1ページにお戻りいただきたい。採択の権限については教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているので、各校長の意見を聞いて、すなわち学校に選定を希望する教科書一覧の提出をさせて、教育委員会の責任において採択するものとしている。

5の2、5の3ページについては、5月22日の教育委員会会議で議決いただいた令和3年度使用県立高等学校教科用図書の採択における基本方針となっている。これに従って、各学校で文部科学省検定教科書及び著作教科書の中から学校の教育方針、生徒の実態等にふさわしい教科書を選定し、4月上旬に採択を希望する教科書一覧が提出されたところである。それを事務局の指導主事が各学校で編成される教育課程との整合性や、選定過程の公正性等について審査し、8月末に教育長が専決したところである。

また、教科書採択の公正性を確保するための方策として、教科書選定報告において、 各教科書の選定理由を詳しく記載していただくこと。各学校で教科書選定委員会の設置 を求め、様々な観点から入念に審議していただくこと。教科書作成に関わった教員を報 告すること。以上の3点を各学校に求めている。

結果をお伝えする。5の1ページの1 採択結果を御覧いただきたい。高等学校では採択替えとして、毎年新たな教科書選定を行うことができる。新規に今回採択されたのは5点の教科書になる。また、過年度に採択した教科書が合計562点あるが、そのうち446点について各校から継続使用の希望があったところである。新規採択の5点に継続採択の446点を加えて、採択の総数は計451点になっている。

5の5をページに教科科目ごとの新規採択教科書点数と、これまで採択された採択済

み教科書のうち継続使用する教科書の点数を載せている。新規は5点、採択済は446点となっている。ちなみに、教科書目録登載総数は794点あるので、794点のうち島根県の高等学校では451点が採択されたということになる。

5の6ページを御覧いただきたい。各教科科目の新規採択教科書の名称と使用する学校数をまとめたものである。5点は新規採択教科書になる。

5の7ページ以降5の16ページまでは、過年度に採択済みで継続使用する教科書の名称と使用学校数をまとめている。446点の通しナンバーで記載している。

今年度の新規採択は、先ほど説明したとおり5点あり、令和2年度新規採択14点、平成31年度49点、30年度159点、29年度は178点に比べるとかなり少なくなっている。 理由については、改訂され新規の教科書がなかったためだと思われる。

なお、次年度は、令和4年度から始まる新教育課程用の教科書採択のある年度となるので、新規採択数の大幅な増加が予想されるところである。

――原案のとおり了承

報告第42号 令和3年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)

○佐藤特別支援教育課長 6の1ページを御覧いただきたい。特別支援学校の教科用図書については、採択に係る基本方針により、児童生徒の発達の段階、障がいの状況や教育課程を考慮して、6の3ページから24ページに挙げているとおり採択することとした。

始めに特別支援学校小中学部の教科用図書についてである。6の3ページから5ページにあるように、文部科学省検定済教科書については小学部151点、中学部61点。

続いて、6の6ページから7ページに載せているが、文部科学省著作教科書は185点、6の8ページから14ページにあるように、学校教育法附則第9条による一般図書は、431点である。文部科学省の検定済教科書のうち、視覚障害者用点字版及び聴覚障害者用言語指導については、現時点で発行者未定であり、分冊になる可能性があることを付け加えている。以上、小中学部の教科用図書については合計828点採択することとした。

なお、参考として、本日点字版の教科書を盲学校からお借りしているので御覧いただきたい。盲学校では、一般の教科書を墨字の教科書と言っているが、墨字の教科書を点字にすると、分冊となり分量も増える形となっている。また、点字の教科書はすぐに読めるというものではないために、教科書が必要となる小学部に上がる前に幼稚部でトレ

ーニングすることが重要である。そのためにも来年度、幼稚部を設置するが、そういっ た意味では大きな意味があると考えている。

続いて高等部の教科用図書についてである。6の15から17ページにある高等学校用文部科学省検定済教科書は94点、同じく17ページにある高等学校用の文部科学省著作教科書は2点。それから17ページにある学校設定教科で使用する学校教育法附則第9条による一般図書は3点、6の18から24ページにあるように学校教育法附則第9条による一般図書は471点。以上、高等部の教科用図書については、合計570点を採択することとした。

なお、高等部の新入生については、入学生徒数や生徒の実態の確定、把握ができない ところで選定を行っている。従って、入学者選抜検査を受けて、合格者が決定する2月 下旬に、再度採択する必要がある。

○真田委員 6の6ページの発行者が未定のところだが、文部科学省著作教科書で、文 部科学省が著作権を持っている教科書ということでよろしいか。

それと発行者が未定というのはどういうことか。もう一度教えていただきたい。

○佐藤特別支援教育課長 点字用の教科書についても、文部科学省の著作教科書を点字に転用するといったものである。文部科学省が日本ライトハウス等の業者に委託して、この点字の教科書等を発行するということだが、他にも業者がおり、どこの発行者から出るということが未定であるので、今未定ということにさせていただいている。

―――原案のとおり了承

報告第43号 令和3年度~5年度スポーツ推進重点校等及び西部・隠岐拠点校の指定について(保健体育課)

○小村保健体育課長 7の1ページを御覧いただきたい。スポーツ推進重点校及び西部・隠岐拠点校については、従来3年毎に更新をしていたが、現行の拠点校については、昨年度、特別に1年延長し、4年目に入っている。この1年延長は、国民スポーツ大会(現国体)が、現段階では令和11年度島根県で開催を予定されている中で、少年の部の主体となる高校生の競技力向上事業を改めて構築して、新たなスポーツ推進重点校等を検討するために1年延長したものである。本日は、令和3年度から5年度までの重点校等について新たに決定したので報告する。

1趣旨である。(1)スポーツ推進重点校については、高校生の競技力向上を図るた

め、全国大会で活躍が期待できる競技種目について、重点的に支援する学校又は競技を 指定する。(2)の西部・隠岐拠点校については、県西部及び隠岐地域でのスポーツの 普及による地域の活性化を図るため、地域に根付いた競技や競技人口の多い競技につい て、活動の拠点となる学校を指定する。

2指定区分である。(1)① スポーツ推進重点校の学校指定は、国民体育大会の正式競技の対象として、これを来年度から、1競技につき2校までを指定することとした。② 競技指定は、今年度まで個人指定という言い方をしていたが、基本的に学校指定よりも、それぞれの競技によって個人を強化する方が効果的であるため、競技について指定するものであることから、名称変更した。指定の対象競技は、スキー、陸上、水泳の競泳と飛込、ボクシング、バレーボールの中のビーチバレーボール、スポーツクライミングである。なお、今年度までは、国体女子競技指定校についても指定をしていたが、来年度からは、全てスポーツ推進重点校に統合するということにしている。(2)西部・隠岐拠点校は、県西部及び隠岐地域において、地域に根付いた競技や競技人口の多い競技を対象として指定する。西部地域においては、地域に根付いた競技として体操、ハンドボール。競技人口の多い競技として、バレーボール、バスケットボール、サッカー(男子)。隠岐地域は、ヨット、相撲(男子)を地域に根付いた競技として対象としている。

3指定基準だが、(1)スポーツ推進重点校は、2つ区分がある。①は、学校指定の 1競技1校を指定する場合と、競技指定の場合であるが、県高等学校体育連盟から推薦 のあったものの中から、次のア、イのいずれかに該当するものを指定する。アは特別体 育専任教員又はスポーツ推進教員の配置校、イは令和3年度から5年度までに、全国大 会レベルの大会でベスト16以上の成績が見込まれる学校又は競技を指定する。

- ② の1競技2校を指定する場合だが、高体連から推薦のあったものの中から、原則として、2校とも平成29年度から令和元年度までの3年間における全国高校総体等のいわゆる全国大会レベルの大会で、全国ベスト16(個人は8位入賞)以上の成績を収めた学校に対しては、2校を指定するとしている。
- (2) 西部・隠岐拠点校であるが、地域や部活動において小中学校の年代も対象にした普及育成活動が恒常的に行われている学校や、地域における普及から強化までの拠点となる学校を指定する。
 - 4 支援内容である。これは、今年度までの支援の内容であるが、指定区分に応じて必

要な経費を助成する。(1)スポーツ推進重点校(学校指定)の場合は、近年の競技成績により、A・B・Cのランク付けをして、それぞれのランクにおいて、県外遠征費等を助成している。(2)スポーツ推進重点校(競技指定)に関しては、これも(1)と基本的に考え方は変わらないが、県外遠征費を助成する。(3)の西部・隠岐拠点校については、長期的な普及・教科活動等に要する経費を助成することにしている。

5 選定方法と指定期間だが、選定にあたっては、競技力向上は保健体育課だけではなく、環境生活部スポーツ振興課が担うという形になっているので、環境生活部と教育委員会が協議の上決定する。指定期間については、令和3年度から5年度までの3年間である。基本的には、期間中の変更はしないが、今後、追加の推薦があった場合には、環境生活部と協議して、追加指定も検討することにしている。

6 参考事項として、スポーツ推進重点校として指定を受けた学校、それから競技指定として指定を受けた競技の中で、スポーツ推進教員配置校については、スポーツ特別選抜入試の対象とするということにしている。参考までに、特別体育専任教員、スポーツ推進教員の配置状況を記載している。

7の3ページを御覧いただきたい。これは、令和3年度から5年度までのスポーツ推進重点校である。高体連各専門部からの推薦を基に、教育委員会と環境生活部と協議をし、決定した。

まず学校指定、表中の新と記載しているところは、来年度から新たに指定をする競技である。No.3の柔道女子は、新ではないが、現行は明誠高等学校が指定校として指定をされていたが、競技専門部の中で検討され、次年度以降について、出雲西高校がより活躍が期待されるという事で、出雲西高校を指定した。No.4 弓道男子は、新たに出雲高校を指定した。同校には、令和元年度からスポーツ推進教員が配置されたことから指定をしたものである。No.14 バドミントン男子は、新たに松徳学院高校を指定した。最近の全国大会において活躍を見せており、優秀な指導者が配置されているということで、今後の活躍が期待される。No.20 カヌーは、出雲農林高校と島根中央高校の2校を指定する。共に全国大会において優秀な成績を収めている。指導者についても出雲農林高校にはスポーツ推進教員、島根中央高校には特別体育専任教員が配置されており、両校とも今後の活躍が期待される。

現行の国体女子特別指定校から、スポーツ推進重点校へ統合することとした種目は、 No.10 サッカー女子の松江商業高校、No.11 ラグビー女子の石見智翠館高校、No.16 レスリン グ女子の隠岐島前高校、No.17 ウエイトリフティング女子の出雲農林高校である。これは、 国体を始めとする全国大会で活躍した競技であり、国民スポーツ大会島根大会での活躍 を期待し、引き続き継続して支援をする必要があると考えた結果である。

競技指定は、No.3 ビーチバレーボールが新しい競技に決まった。ビーチバレーボールは、昨年度国体から新設された競技である。男子が2位、女子が5位に入賞し、活躍をみせた。バレーボール専門部の中には、ビーチバレーボール部門を設け、強化に取り組んでいるところであり、今後も活躍が期待される。

西部・隠岐拠点校は、基本的に大きな変更はないが、No.6 サッカー男子の現行益田翔陽高校を、競技専門部から推薦のあった益田高校とした。益田高校については、地域の中学生を対象とした合同練習会を益田高校で開催するなど、より地域に密着した活動を実施していることから、益田高校を指定した。

資料7の4ページは、学校別にまとめたもので、御覧いただきたい。

基本的には、国民スポーツ大会に向けた競技力向上の観点から、重点校指定については、現行指定している競技は継続して指定した。更に、今後3年間で活躍が見込まれる競技を追加して指定するという考え方で、指定を進めている。この結果、令和2年度と比較すると、学校指定8校と協議指定の2種目の増とした。

なお、国民スポーツ大会に向けた競技力向上に向けては、現在行っているワーキング会議の中で検討を重ねているところである。今年の末には、国民スポーツ大会の競技力向上対策本部を立ち上げる予定である。そういった中で、成年の部も含めて全体計画を取りまとめるといったスケジュールで動いている。この重点校指定については、今後の推進強化を見据えた上で、1競技2校まで指定できるようにし、また、期間中の追加指定も可能にするということで、国民スポーツ大会に向けた競技力向上対策を高校生の段階から若干先行して進める形とした。指定校については、全体計画の中で高校生の競技力向上対策として盛り込まれていくことになる。また、今後、環境生活部と協議しながら、更なる拡充も見据えた上で検討を重ねて行く。

- ○真田委員 江津高校の水球は特別体育専任教教員がおられるはずだが、拠点校に出てこないのはなぜか。
- ○小村保健体育課長 江津高校の水球については、学校指定のNo.6にあり、引き続き継続して指定していくことにしている。
- ○真田委員 西部・隠岐拠点ではなく、指定校でもっと上になるということか。

○小村保健体育課長 水球は、地域に根差した競技ということはあるが、高体連から推薦をいただいた上で、県で検討をさせていただき、従来からスポーツ推進重点校の学校指定ということで指定させていただいているという経緯がある。御意見を承ったということで、今後指定校について、協議はしていきたいと思うが、現行はこういった形で取り扱いたい。

○浦野委員 スポーツ推薦重点校について、学校指定は1競技につき2校までの制限があるが、競技指定に人数に制限はあるか。

○小村保健体育課長 明確に人数は制限をしていない。ただし、強化費は予算の枠が当 然あるので、その中で分配していく形になる。

―――原案のとおり了承

報告第44号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜について(教育指導課)

○多々納教育指導課長 8の1ページからお願いする。まずI実施要項について、これまでの流れと今後の予定について確認する。7月22日に公表した基本方針であるが、その後、実施要項検討委員会により、2回、実施要綱の内容の検討を進めた。本日は令和2年度入学者選抜からの主な変更点を報告する。この後、実施要綱を作成して、各中学校、高等学校への配布は、10月中旬ごろを予定している。

8の4ページを御覧いただきたい。主な変更点について、大きく3点お伝えする。1点目は、令和3年度選抜の基本方針に従って、松江市内の県立高等学校全日制課程、松江北高校、松江南高校、松江東高校の3校の普通科における通学区の撤廃に伴って、通学区を持つ学校に係る制限に関する記載を削除する。2点目は、帰国生徒等の特別な措置について、検査問題の漢字にルビを振ることを追加している。3点目は、一般選抜の学力検査において、これまでは追検査を原則として行わないとしていたが、この部分を削除し、新たに追検査に関する項目を、追加して記述した。以上が主な変更点である。

8の1ページにお戻りいただきたい。Ⅱ各種選抜についてお伝えする。1つ目、推薦入学者選抜についてである。(1)実施校、実施学科については、30校・59学科である。前年度が29校58学科であるので、1校1学科増えた扱いとなる。この該当校は、松江南高校探究科学科が新規に実施されることである。募集人員は15%程度とし、書類・面接・作文で選抜をされる。

募集人員が大きく変わった学校が4校ある。横田高校の普通科、島根中央高校の普通科、吉賀高校の普通科、松江市立女子高校の普通科で、それぞれ入学定員に対する%を上げていく。その内容であるが、横田高校、島根中央高校については、生徒の寄宿舎の整備の推展に伴うものと考えている。吉賀高校については、令和2年度入試の際は、吉賀町内の当時の中学校3年生が非常に多く、県外生を中心とした推薦入学を入れすぎると、町内の中学3年生に影響が大きいため推薦入試の割合を減らしていた。本年度の卒業予定者が前々度並みになっているので、一昨年の割合に戻したところである。松江市立女子高校については、ここ数年の推薦入試の志願者数の状況を勘案して変更されたと聞いている。

選抜方法については、昨年度から変更のある高校は1校、隠岐島前高校である。前年 度は、書類、面接、作文及び集団討議とされていたが、書類審査と面接に変更された。

8の2ページをお願いする。スポーツ推進指定校推薦入学者選抜、俗に言うスポーツ特別選抜についてである。先ほど保健体育課から報告があったスポーツ推進重点校に大社高校の陸上競技を加えて、スポーツ推進指定校とさせていただく。実施校指定競技は、保健体育課の報告にあったとおりである。募集人員については、指定競技が1つである場合は各校4名以内、指定競技が2つ以上である場合には総計で各校8名以内。ただし1競技は4名までとしている。それから、県外からの出願について、スポーツ特別選抜を実施する高等学校が、身元引受人による県外検査合格者数を入学定員内において4名を超えて決定することができる学校である場合は、当該高等学校長が県外からの合格者数の上限を定めることができるとしており、その対象校は(3)に挙げたとおりである。

8の3ページをお願いする。一般入学者選抜についてである。(1)実施校は39校、これは、松江市立女子高校を含んだ数である。(2)個人調査報告書と学力検査の比率については、個人調査報告書を70とし、学力検査を30とする学校が1校、以下、60:40が一番多く16校、50:50が15校。松江東高校で、40:60とされていたものを今回50:50にされると報告を受けている。40:60が8校ある。各校の詳細については、8の5を御覧いただければ、分かるようになっている。(3)傾斜配点実施校は、予定する学校はない。(4)学力検査後の面接等については、合わせて22校で面接を実施する予定になっている。

続いて第2次募集について、8の3ページで説明させていただく。第2次募集については、(1)実施校に挙げたとおり、令和3年3月12日金曜日に公立高等学校入学者選抜の合格発表時点で、欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校学科が実施対象校

となる。(2)選抜方法と配点については、これは8の6ページにも書いてあるが、まとめると、書類審査が39校、一般選抜学力検査の結果を選考材料とするところが39校。基礎学力をみるための検査をする学校はない。面接実施校が27校、作文実施校が3校、実技実施校は1校である。複数合わせてというところがあるので、こういう報告の仕方をさせていただく。(3)その他である。地域制限のある県立高等学校の全日制課程普通科が4校ある。松江北、松江南、松江東、出雲であるが、その該当校における地域外からの合格者については、それぞれの制限を超えないこととする。それから第2次募集を行う学校、課程、学科及び募集人員については、3月12日10時のところで、県教育委員会のホームページで公表することとする。

○浦野委員 このたび松江南高で、新しく探究科学科ができ、推薦入学を 15%とられるということだが、推薦に限らず、どういう子どもさんを学校は求めているのか伺いたい。 ○多々納教育指導課長 詳細については、学校がホームページで公表しており、中学生に向けた説明会、あるいは、ケーブルテレビ等での説明でも載せているので、詳細についてはこちらの方でと思うが、基本的には学んで字のごとし、探究に意欲のある子どもたちというところ、これからの社会を見据えて自分から学びを取りに行くような探究に関心のある子どもたちに来ていただきたいということは、変わらないと思う。この 15%の中で、書類審査、面接、作文とある。作文の領域で、自分たちもこの探究への意欲探究とか、探究でのこれまでスキルが発揮できるようなところを期待する検査になるのでないかと思っている。

―――原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

一非公開一

議決第15号 令和2年度教育功労者及び教育優良団体表彰について(総務課)

○錦織総務課長 9の1ページを御覧いただきたい。この表彰の趣旨は、教育、学術、文化及び体育に関する個人又は団体で功績顕著なもの、又は教育環境の整備について献身的に努力し、その功績が顕著なものについて県教育委員会から表彰を行うものである。全部で 11 の区分があるが、いずれも市町村教育委員会、県立学校、庁内関係課等からの推薦を受けたものであり、この中から、従事年数や功績内容等を考慮して選考したものである。このうち、学校教育の分野は退職された方を対象としている。また、幅広い分野を対象としているが、今年度は、昨年と同様に、学校保健、社会教育、文化財保護の分野からの選考である。表彰式は、11月4日木曜日、サンラポーむらくもで予定している。

受賞候補者の関係である。まず、学校教育の 12 名の方々は、いずれの方も小中学校、 県立学校の校長歴のある方であり、従事年数や退職後の教育分野での功績等を考慮して選 考している。

9の2ページを御覧いただきたい。学校保健4名の方々は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師として、長年、児童生徒の健康維持に御尽力いただいた方を従事年数等を考慮して、選考している。

社会教育は1団体である。知夫村老人クラブ連合会は、多世代が集まる交流事業の開催や、学校行事への参画により、世代間交流を通じた子どもたちの健全育成の取組に尽力され、社会教育の推進に寄与した功績から選考したものである。

文化財保護分野は1名である。澤田順弘さん。松江市文化財保護審議会委員、松江市 史編集委員会専門部会専門委員として、文化財保護活動に寄与したことから選考したもの である。

―――原案のとおり議決

議決第16号 令和2年度優れた教育活動表彰について (総務課)

○錦織総務課長 10 の1ページを御覧いただきたい。令和2年度優れた教育活動表彰についてお諮りする。これは教職員等の意欲の向上や本県教育の振興を図るものとして、 平成 19 年度に設けられたものである。表彰式は、先ほどの教育功労者等と同じく 11 月 4日サンラポーむらくもで行う予定にしている。

2表彰対象者であるが、学校に在職する教職員、教育委員会事務局等に在職する教職 員、教職員で構成される団体、学校となっている。

3表彰の対象とする取組については、教育活動で他の教職員等の模範となるものや指導方法の研究・開発など、本県教育の充実・発展に資する取組などとなっている。

4受賞候補者数であるが、今年は、学校で 18 校、個人で 12 名を候補者としている。 それぞれの候補者について簡単に御紹介する。まず学校からである。1 番 松江市立津田 小学校は、国の人権教育研究事業、あるいは県の人権、同和教育研究事業の指定を受けて、 全職員による組織的な取組により、意欲的な、話し合い活動を行ったり、自他のよさに気 付く児童の育成に繋がる成果が見られたことを評価した。

2番の安来市立広瀬中学校は、2度にわたる県の学校図書館活用教育研究事業の指定校として、生徒の探究的な学びの体制を整えた取組により、生徒の読書や学習に対する意識の向上に繋がったことを評価した。

3番の安来市立比田小学校は、県の金銭・金融教育研究事業指定校として、研究を進める中で、地域の「もの・ひと・こと」を活かした探究型学習プログラムの研究に取り組んだことを評価した。

4番と5番、出雲市立四絡小学校及び出雲市立北陽小学校については、生活科及び総合的な学習の時間の研究に全校体制で取り組み、令和元年度の研究大会で、先進的な質の高い教育実践を発表し、今後の目指すべき授業や、校内研究の在り方の模範となる取組の実践校として評価した。

6番から 10番まではいずれも雲南市だが、雲南市立木次中学校、木次小学校、斐伊小学校、寺領小学校、西日登小学校。この5校は、校区全体で児童生徒の情報活用能力を系統的に育む実践に継続して取り組む、ICT機器活用における教育実践の先進事例となっていることを評価した。

11 番及び 12 番、 浜田市立第一中学校と浜田市立原井小学校は、県のキャリア・パスポート活用研究事業のモデル校として研究を進め、児童生徒の学習意欲の向上や、自己理解に繋がる成果を上げているところを評価した。

13 番の浜田市立第三中学校は、国の人権教育研究事業、県の人権、同和教育研究事業の指定を受け、研究を続けており、主体的に学習に向かう生徒の増加や、生徒の人権意識の向上に繋がる成果を上げているところを評価した。

14 番の美郷町立大和中学校、郷土に関する課題を見つけ、地域と協働しながら、課題解決に取り組むことで、生徒の郷土への愛着や、社会参画への意欲向上に繋げており、ふるさと教育の優れた取組として評価した。

15 番の益田市立吉田小学校は、算数授業改善推進校の指定を受け、関わりを通して考えることを楽しむ授業づくりを実践した授業改善と、通常学級と特別支援学級が、交流活動を通して互いが高め合っており、学校全体で効果的に学力や人間力の底上げに繋がる取組を行っていることを評価した。

16 番の吉賀町立蔵木小学校は、和太鼓演奏や蔵木音頭を主としたさまざまな取組を、地域と目的を共有して協働し、学校と地域が連携した教育モデルとなっているところを評価した。

10 の 4 ページを御覧いただきたい。17 番の県立出雲高等学校は、スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクール指定を受け、独自の教育プロブラムや、多面的・多角的な指導体制で取り組み、生徒の意識や、進学実績の向上など多方面で大きな成果を上げていることを評価した。

18 番の県立浜田ろう学校、地域とのつながりを活かした教育活動に精力的に取り組み、地域住民による子どもたちへの支援と、特別支援協力への理解促進に繋がっていることに評価した。

10の5ページからは、個人になる。

1番、松江市立川津小学校の藤原真美養護教諭。自校の健康課題解決のための体制づくりや、子ども等の関わりを大切にした指導を実践し、松江市養護部会の副部長会として医師会との連携に尽力したことを評価した。

2番、松江市立川津小学校の宮岡愛子栄養教諭。給食管理や児童生徒の朝食改善のための研究を重ねながら、食育を推進し、県学校栄養士会の役員も務め、後進の育成に貢献したことが評価した。

3番 安来市立比田小学校の仁田喜代子教諭。地域と連携・協働したふるさと教育の実践により、地域との協働による人づくりやキャリア教育の推進の先端となる取組を行っていることを評価した。

4番、出雲市立第一中学校の須田香織教諭。英語科のよりよい指導方法を追究した 数々の研究実績と、研究成果発表によって、英語教育への取組を評価した。

5番及び6番 出雲市立第一中学校の岡本美由紀教諭と、出雲市立神戸川小学教の永見

美千子教諭。学習障がいに関する自主学習会を積み重ね、デコーディング指導の必要性を 説いて、その普及に努めるとともに、支援体制を構築するための取組を継続していること を評価した。

7番、川本町立川本中学校の山根佳也教諭。長年にわたる吹奏楽指導の各種コンクールの上位入賞の実績を評価した。

8番 、津和野町立津和野小学校の中村徹教諭。児童同士が聴き合う暖かい学級づくり や、数多くの研究発表がミドルリーダーとしての学校経営を支え続けた実績を評価した。

9番、県立松江東高等学校の手銭隆志教諭。同校が指定を受ける国の地域との協働による高等学校改革推進事業の校内での牽引役となり、地域と連携した教育プログラムの開発運営や学校からの効果的な情報発信、教職員向けの研修の実施など、学校全体で魅力化に取り組む体制づくりと、本県の魅力化推進への貢献を評価した。

10番、県立平田高等学校の植田悟教諭。野球部の監督として平成28年夏出雲高校、 令和2年春平田高校と、短い期間に2つの公立高校を甲子園初出場に導いた実績と、野球 部員による幼稚園児への野球教室の実施を通した野球の普及活動を評価した。

11 番 、県立邇摩高等学校の奥野和浩教諭。高校魅力化へ向けた熱心な取組と地域と連携した課題解決学習など、商業教育を通して、地域の活性化に貢献していることを評価した。

12番、 県立邇摩高等学校の櫻井英也教諭。高校における通級の骨格作りの取組や、ユニバーサルデザインを意識した授業改善を行っていることを評価した。

- ○林委員 議決 15 号の教育功労者表彰と合わせて、11 月 4 日の表彰式だが、感染対策というのは、どういった形で行われるのか。
- ○錦織総務課長 具体な形としては、まず、来賓を今回お呼びしないことで、密を防ぐ ということを考えている。また、会場もかなり広いところにして、密を防ぐ対策をとっ ている。あとは全体の集合写真をどういうふうにするか、今検討している。
- ○林委員 教育委員会の立場として、感染対策をしっかりとって欲しい。

―――原案のとおり議決

議決第17号 令和3年春の叙勲候補者の推薦について(保健体育課)

―――原案のとおり議決

新田教育長 閉会宣言 15時40分